

休眠預金等活用法に係る追加規定

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」
(以下「休眠預金等活用法」という)

項 目	内 容
1. 預金規定における認可を受けた異動事由の開示	当金庫は、休眠預金等活用法の対象となる預金について、当金庫ホームページに掲げる事由を、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱います。
2. 最終異動日等に関する参考規定	<p>○ 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>(1) 休眠預金等活用法の対象となる預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>① 当金庫ホームページに掲げる異動が最後であった日。</p> <p>② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として、次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として、次項において定める日。</p> <p>③ 当金庫が預金者等に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合に限りません。(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)</p> <p>④ 休眠預金等活用法の対象となる預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。</p>

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に依り、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日。
(自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後、次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日。
 - a. 異動事由。(当金庫ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - b. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合に限り、(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)
- ③ 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日。
- ④ 休眠預金等活用法の対象となる預金について、強制執行、仮差押え、国税滞納処分(その例による処分を含みます)の対象となったこと／当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り、)／当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日。
- ⑥ 総合口座にセットできる預金で、総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等。

3. 休眠預金等
代替金の支払
に係る申し出
の委任に係る
参考規定

○ 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) 休眠預金等活用法の対象となる預金について、長期間、お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づき、休眠預金等活用法の対象となる預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じて、この預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求することについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① 休眠預金等活用法の対象となる預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくものが生じたこと。
(利子の支払に係るものを除きます。)
 - ② 休眠預金等活用法の対象となる預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
 - ③ 休眠預金等活用法の対象となる預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え、国税滞納処分が行われたこと。(その例による処分を含みます。)
 - ④ 休眠預金等活用法の対象となる預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。

	<p>(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。</p> <p>② 休眠預金等活用法の対象となる預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。</p> <p>③ 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。</p> <p>(5) 本条については、休眠預金等活用法に基づき、休眠預金等活用法の対象となる預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するもの。</p>
4. 規定の変更	<p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>